

長期総合計画 構成の基本的考え方

章と節の区別が
つきにくい。

章にのみテーマを設定し、5本の柱を明確にする。

第三次長期総合計画（後期基本計画）の構成

編	章	節	項	
【IV】後期基本計画	1. 活力にあふれたにぎわいのあるまち	(1)魅力あるにぎわいのまちづくり	①土地利用 ②都市核・都市軸	
		(2)豊かな産業のまちづくり	①農業 ②工業 ③商業 ④観光 ⑤雇用環境	
		2. 四季の彩りにいだかれる快適なまち	(1)狭山丘陵を核に緑豊かなまちづくり	①自然環境 ②水と緑のネットワーク ③都市景観
			(2)日々の暮らしを支えるまちづくり	①道路・公共交通 ②公園・緑地 ③住宅・宅地 ④上下水道 ⑤廃棄物処理とリサイクル ⑥衛生
			(3)安心して暮らせる安全なまちづくり	①防災 ②消防・救急 ③防犯 ④交通安全 ⑤消費生活
		3. 健康でぬくもりのあるまち	(1)生涯を通じ健康に暮らすまちづくり	①健康づくり ②保健・医療
			(2)いきいきと暮らせる福祉のまちづくり	①地域福祉 ②高齢者福祉 ③障害者福祉 ④子ども家庭福祉 ⑤社会保障制度
		4. とともに学びふれあう創造性を育むまち	(1)自己実現を目指す生涯学習のまちづくり	①生涯学習 ②就学前教育 ③学校教育 ④社会教育活動 ⑤スポーツ・レクリエーション活動 ⑥市民文化 ⑦伝統文化・文化財
				(2)豊かな人間性を育むまちづくり
			5. 構想実現に向けて	(1)パートナーシップのまちづくり
	(2)行財政運営の効率化			①行政運営 ②財政運営 ③広域行政 ④行政・地域情報化

5年間での取
組みではなく、長期的に
市が目指すハ
ードの将来像
であり、基本
構想の中の
「第3章 将
来像」に取り
込む。

そのうち、5
年間で取り
組む具体の
施策のみを
「都市づく
り」で受け
る。

教育委員会や
健康福祉部の
業務範囲を1
つの節として
まとめられて
いるが、市民
にはわかりに
くい部分がある。

他の柱と性質が異
なることから、[計
画推進編]として区
分する。

第四次長期総合計画（前期基本計画）の構成（案）

編	章	節	項		
【まちづくり計画編】	1 市民が自ら考え行動するまちづくり	(1)コミュニティ	①地域コミュニティ ②交流		
		(2)パートナーシップ	①市民参加と協働 ②情報共有		
		2 安心していきいきと暮らせるまちづくり	(1)安全・安心	①防災対策 ②消防・救急体制 ③交通安全 ④防犯対策 ⑤消費生活の安全	
			(2)健康・医療	①健康づくり ②スポーツ・レクリエーション ③保健・医療 ④社会保障制度	
			(3)福祉	①高齢者福祉 ②障害者福祉 ③子育て支援 ④地域福祉	
			3 誰もが自分らしく成長できるまちづくり	(1)人権	①人権擁護 ②男女共同参画
				(2)教育	①学校教育 ②社会教育活動 ③生涯学習
		4 快適で暮らしやすいまちづくり	(1)都市基盤	①道路・公共交通 ②公園・緑地 ③住宅・宅地 ④下水道 ⑤都市づくり	
				(2)環境	①廃棄物処理とリサイクル ②地球温暖化対策 ③公害対策・環境美化
				(1)産業	①農業 ②商・工業 ③観光 ④雇用
	(2)景観				①自然環境 ②水と緑のネットワーク ③都市景観
	(3)文化		①市民文化 ②伝統文化・文化財		
	【計画推進編】		(1)行政運営 (2)財政運営 (3)広域行政		

「市民提言」にも言わ
れているように、「まち
づくり」に共通して求
められるのは、「コミュ
ニティの形成」と「パ
ートナーシップ」であ
るという考えに基づ
き、「ソフト→ハード」
の組立てとする。

上記の5本の柱を展開
する市内の仕組み

「市民提言」
の中で、パ
ートナ
ーシッ
プを行う際
に大切なこ
ととして、
「情報の共
有」が強く言
われており、
項目をおこ
す。

市民の生活
実感からの
視点を重視
し、「健康・
医療」とい
う範疇の中
に「スポー
ツ・レクリ
エーション」
や「社会保
障制度」を
取り込む。

社会状況等
を勘案し
て、新たに
項目を起
こして記述
が必要だと考
えられる。